平成２２年（フ）第４４５２号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目16番12号
破産者　大阪シリンダ工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年10月13日まで
2　一般調査期日　平成22年12月２日午後４時
平成22年９月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１１号
大阪市旭区大宮１丁目15番14号サンハウス101号室　中村和正方、開始決定時住所大阪市阿倍野区阿倍野元町４番24―401号
破産者　山本　正典
1　破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
2　一般調査期日　平成22年11月29日午後３時30分
平成22年９月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３号
大阪府和泉市府中町８丁目１番15号
破産者　炭谷　　力
1　破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
2　一般調査期日　平成22年12月14日午後１時30分
平成22年９月８日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９８５号
京都市右京区太秦東蜂岡町10番地、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市原町４丁目22番２―703号
破産者　有限会社銀河
1　破産債権の届出期間　平成22年10月20日まで
2　一般調査期日　平成22年12月８日午後１時30分
平成22年９月８日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
大分市青崎２丁目１番32号　ビサイドアヴェニューB204
破産者　村上　龍一
1　破産債権の届出期間　平成22年10月26日まで
2　一般調査期日　平成22年11月９日午後２時45分
平成22年９月７日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

最後配当に関する除斥期間

平成１４年（フ）第１９０号
三重県四日市市諏訪町２番５号　四日市商工会議所内
破産者　四日市商工共済協同組合
除斥期間　平成22年10月１日まで
平成22年９月６日　　津地方裁判所

債権者集会招集

平成１８年（フ）第９０号
福岡県豊前市大字岸井46番地
破産者　松本惠美子（旧姓豊島）
1　期日　平成22年11月８日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月８日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第３号
大分県佐伯市弥生大字床木1146番地１
破産者　株式会社サクラギ
1　期日　平成22年12月13日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月６日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１７６号
北海道白老郡白老町日の出町５丁目27番地の123
破産者　山田　武美
異議申述期間　平成22年10月８日まで
平成22年９月８日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
山口県熊毛郡上関町大字室津1103番地の５
破産者　小濱　鉄也
異議申述期間　平成22年10月13日まで
平成22年９月８日　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１７３号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3566番地28
破産者　篠原　隆之
異議申述期間　平成22年10月13日まで
平成22年９月８日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４１２号
東京都東大和市新堀３丁目９番地の27エクセルハイツ201号
破産者　大竹　正二
免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
平成22年９月３日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

免責許可決定

平成２２年（フ）第２８０号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷東８番地　宮後マンションA―105号
破産者　岡田富士雄こと　公　　秉煥
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０７７号
東京都中央区新川２丁目26番３号
清算株式会社　サウスシーフーズ株式会社
代表清算人　チャールズ・シン・チ・ウー
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０７８号
東京都中央区築地４丁目12番２号
清算株式会社　株式会社パン・フィッシュ・ジャパン
代表清算人　チャールズ・シン・チ・ウー
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３３号
神奈川県藤沢市善行１丁目５番３号
清算株式会社　株式会社コンビニエンス・ネット
代表清算人　田島　義隆
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第２１３４号
東京都渋谷区円山町23番２号
清算株式会社　株式会社エスティアール技研
代表清算人　高橋　雄一
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者株式会社シー・エス・イー（協定債権額金１億9944万2055円）、同小島燁（同金419万0000円）、同宝養生資材株式会社（同金1548万2917円）に対し、本協定認可決定の確定後１ヶ月以内に、各協定債権額の5.01％に当たる金額を、その指定する銀行口座へ送金する方法によって支払う。
2　前項記載の各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済終了後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて追加弁済する。
この場合においては、協定債権者が第２項により行った残債務の免除は、上記追加弁済額の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

管財人辞任

平成２１年（再）第２号
長野県松本市大字笹賀3039番地
再生債務者　笹賀管理株式会社（旧商号株式会社泉精器製作所）
管財人　大本　正文は平成22年８月20日辞任した。
長野地方裁判所民事部